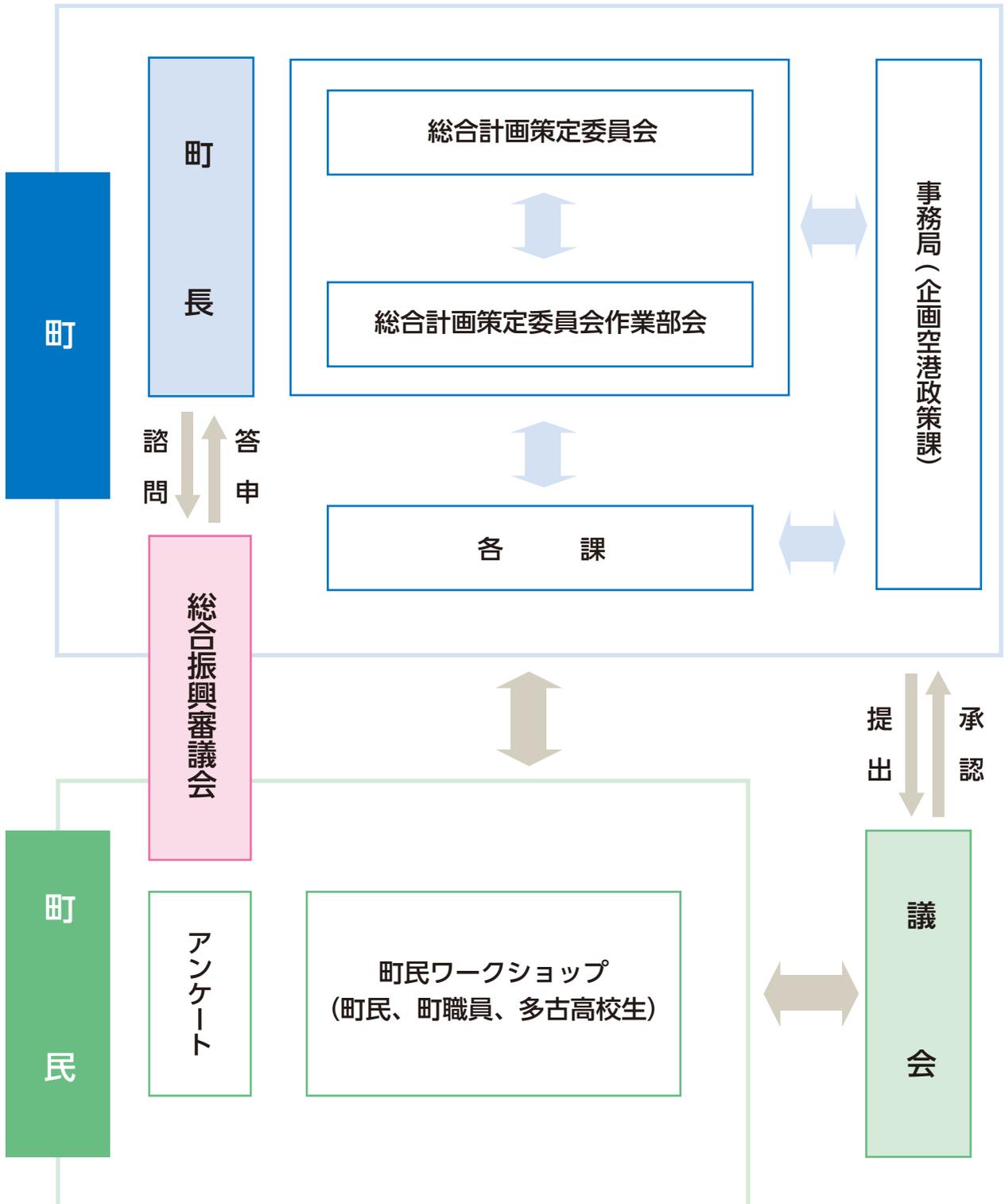


資料編

資料-1 策定の経緯

令和元年度	7月31日	第1回 総合計画策定委員会・作業部会 全体説明会
	8月1日	第1回総合振興審議会
	8月～10月下旬	町民アンケートの実施 対象：多古町にお住まいの16歳以上の方2,000人（無作為抽出） 回収結果：796票回収（回収率39.8%）
	10月25日	第2回総合計画策定委員会・第2回総合計画作業部会
	10月28日	第2回総合振興審議会
	11月13日	第1回町民ワークショップ 「アンケート結果を予想しよう」
	11月20日	第3回総合計画作業部会
	11月20日	第2回町民ワークショップ 「人口減少抑制について考えよう」
	11月27日	第4回総合計画作業部会
	11月27日	第3回町民ワークショップ 「多古町の関係人口について考えよう」
	12月16日	第3回総合計画策定委員会・第5回総合計画作業部会
	12月25日	第3回総合振興審議会
	2月7日	第4回総合計画策定委員会・第6回総合計画作業部会
	2月19日	第4回総合振興審議会
令和2年度	7月15日	第1回総合計画作業部会
	7月29日	第4回町民ワークショップ 「実現したい多古町の将来像、キャッチコピーを考えよう」
	8月5日	第2回総合計画作業部会
	8月5日	第5回町民ワークショップ 「町民参画の推進に向けた方策を考えよう」
	8月7日	第1回総合計画策定委員会
	8月19日	第1回総合振興審議会
	11月16日	第2回総合計画策定委員会・第3回総合計画作業部会
	11月20日	第2回総合振興審議会
	12月16日	議会説明
	12月28日	総合振興審議会諮問
	1月4日～2月3日	パブリックコメントの実施
	2月8日	第3回総合計画策定委員会・第4回総合計画作業部会
	2月16日	第3回総合振興審議会
	2月19日	総合振興審議会答申
3月15日	議会承認	

資料-2 策定体制





資料-3 基本構想条例

○多古町総合計画基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

(令和2年6月9日条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、多古町総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において基本構想とは、総合計画の根幹をなす部分であり、本町のまちづくりの基本理念、本町が目指す将来の姿及びこれを実現するための基本方針をいう。

(議会の議決)

第3条 議会の議決すべき事件は、多古町基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料-4 多古町総合振興審議会設置条例

○多古町総合振興審議会設置条例

(昭和 50 年 3 月 20 日条例第 8 号)

改正 昭和 63 年 3 月 12 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 経済情勢に即応した多古町の総合的な発展をはかるため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、多古町総合振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、第 1 条の目的達成のため総合振興計画の策定、調整及びその実施に関する調査、審査を行なうものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名で組織する。

2 委員は、町長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務)

第 6 条 審議会の事務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、昭和 50 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 12 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

資料-5 委員名簿

多古町総合振興審議会委員

(敬称略)

No.		氏名	組織・所属等	備考
1	◎	大下 茂	帝京大学 経済学部観光経営学科 教授 博士(工学)・技術士(都市及び地方計画)	識見者
2	○	勝又 一徳	議会議長	住民代表
3		大谷 晴美	区長会 会長	住民代表・産業分野
4		宇井 一裕	多古町PTA連絡協議会 会長	住民代表
5		清水 正美	児童及び生徒保護者	住民代表
6		山崎 勝矢	商工会青年部	産業分野
7		半田 貴士	農業協同組合園芸青年部 部長	産業分野
8		岩井 俊雄	工業団地連絡協議会 会長	産業分野
9		面川 正一	多古町金融団幹事行	金融分野
10		飯田 好美	教育委員	教育分野
11		平山 公治	多古高等学校 校長	教育分野
12		萩原 晶子	ボランティア団体	住民代表・教育分野
13		高安 一弘	ひかり学園	福祉分野
14		秋元 譲	公募	住民代表
15		山崎 瑞樹	公募	住民代表

(◎：会長 ○：副会長)

資料-6 多古町総合計画策定委員会設置要綱

○多古町総合計画策定委員会設置要綱

(平成 10 年 5 月 26 日告示第 37 号)

改正 平成 19 年 2 月 1 日告示第 7 号

平成 27 年 3 月 27 日告示第 11 号

平成 27 年 10 月 22 日告示第 70 号

平成 28 年 3 月 16 日告示第 27 号

(設置)

第 1 条 多古町総合計画の策定に関する重要事項を審議するため、多古町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 策定委員会は副町長及び教育長並びに課長、所長、事務局長、園長、事務長、室長、主幹及び館長の職にある者をもって構成する。

2 策定委員会に委員長を置き、副町長をもってこれにあてる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 策定委員会に部会を設け、部会員の互選による部会長及び副部会長を置く。

5 部会の種類及び構成は、策定委員会において定める。

(職務)

第 3 条 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 総合計画に係る基本構想及び基本計画の企画、立案に関すること。

(2) その他

2 部会は次に掲げる事務を行い、その結果を委員会に提出する。

(1) 総合計画に係る事務事業の調査及び資料の収集並びに作成に関すること。

(2) 総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び計画の企画、立案に関すること。

(3) その他

(会議)

第 4 条 策定委員会は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、企画空港政策課長がその職務を代理する。

3 策定委員会は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第 5 条 策定委員会の庶務は、企画空港政策課が行い、部会の庶務は副部会長が行う。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



附 則

- 1 この告示は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 多古町基本構想、基本計画策定連絡会議設置要綱（昭和 58 年 8 月 1 日施行）は廃止する。

附 則（平成 19 年 2 月 1 日告示第 7 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日告示第 11 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 22 日告示第 70 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日告示第 27 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

資料-7 多古町総合振興審議会（諮問 / 答申）

多企第301号
令和2年12月28日

多古町総合振興審議会
会長 大下 茂 様

多古町長 所 一 重

第5次多古町総合計画（案）について（諮問）

第5次多古町総合計画を策定するに当たり、多古町総合振興審議会設置条例第2条の規定により貴審議会の意見を求めます。



令和3年2月19日

多古町長 所 一 重 様

多古町総合振興審議会
会長 大 下 茂

多古町総合計画（案）について（答申）

令和2年12月28日付け、多企第301号で諮問のあった多古町総合計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は概ね適切なものと認めます。

なお、本計画の実施にあたり、下記の事項について十分配慮され、住民と行政とが協力して、町の将来像「世代を超えて みんなで暮らしつづけたい 多古町」が実現するよう期待します。

記

1. 全国的に少子高齢化が進む中、本町の人口減少の抑制に向けて、子育て世代を中心とした施策の推進など、すべての世代の人々が多古町の暮らしを選択し、暮らしつづけたいと思えるまちづくりに、重点的に取り組まれない。
2. 圏央道の開通、成田空港の更なる機能強化といった町の発展に資する最大の好機を捉えて、空港と共生・共栄するまちづくりを推進されたい。
3. 都市基盤施設の整備や公共交通の利便性向上を推進し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、移住・定住を促進されたい。
4. 本計画の町の将来像の実現に向けて、町民・NPO・ボランティア団体、民間事業者等、多様な主体が夢と志をもって連携・協力するネットワークづくりと環境づくりを促進し、みんながお互いの活動を認め合って、みんなが主役になれる協働・共創のまちづくりの実現に努められたい。

第5次 多古町 総合計画

発行年月：令和3年3月

発行：多古町

企画・編集：多古町 企画空港政策課

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古584番地

TEL0479-76-5409 FAX0479-76-7144